

## 児童の個性及其取扱法

文學士 松本孝次郎

次には自己的感覚非常に極端迄發達したる所の個性即ち主我的兒童と云ふものに付てお話をします。子供の中には自分の勝手な事ばかりを主張する所の所謂我儘な子供と云ふのがあります。これが即ち茲に謂ふ主我的兒童なのであります。主我的子供と云ふのは、唯自分の權利ばかり主張して居つて少しも他の人の權利を認めないと云ふやうな性質の子供を謂ふのです。所謂我儘な者の事を言ふのです。斯う云ふやうな性質の子供は中等以下の社會或は父上等社會の子供に出來易いのです。どう云ふで上流社會の子供に出來易いかと言ひますと、上流社會の子供を取扱ひまする所の家庭教師或は保姆と云ふやうな者は、矢張り子供に對しても恰も主人と雇人と云ふやうな關係を有つて居り易いもので、子供をば適當に導くべき筈の人が、自分の思ふ通りに出來ぬで却て

子供の意を迎へると云ふやうになり易いものなんです。親の心から言ひますと、子供が餘り泣かないとか騒がないとか云ふことや悦ぶもので、良い子供を取扱つて呉れると云ふ方は認めないで、唯子供の機嫌が克ければそれで以て満足して居るだけ子供に附添つて居る人が教育的の精神を以て子供を取扱ふと云ふことが容易に出来ぬで、詰り子供の製作品が下手に出来て居つても上手に出来て居ると云ふやうに御世辭を言はなければならぬやうな位地に居ることがあるのです。さう云ふやうな有様でありますからして、詰り子供が自分で程えらい者は無いと云ふやうな心を起し易いのです。で自分の言ふ事はどうな事でも聽かれないと云ふ方はの考を持つやうになるから、それでは遂には我儘者になつて仕舞ふのです。それから中流以下の家庭に於てはどうかと云ふと、多くは親が子供に直接に接して居りまするからして、そこで子供に向つて命令を與へる事柄は之を禁ずると云ふ方の場合が多いのですけれども、併し其

命令に反抗されても、或は禁じたる事を慢されても、兎角之を實行すると云ふ精神に乏しいから、充分に親の意思を徹底する迄に行かないのです。殊に可けないのは親自身が自分の機嫌の良い時には割合に子供を寛大に扱ふ、それから又自分の機嫌の悪い時には割合に子供をば厳格に扱ふと云ふやうな風に、場合に依て親の子供に對する態度が非常に違ふと云ふことがあるのです。さう云ふ譯で同じ子供に對する命令と云ふても、それが同じ標準から出て居らない、詰り子供の教育の方針と云ふものが一定して居らないと云ふやうな損害があるのです。一度子供に命令を與へて其命令に子供が反抗するとか、或は其命令が侵されるとか云ふことがあつた時に之を赦したならば、抑々我性と云ふもの、端緒を開いたと言ふて宜いのです。其代りに子供に向つて親が命令をすると云ふことは、初めから餘程能く考へて命令をしなければならぬのです。保姆諸君が此我儘な子供と云ふものを御扱ひになるのに、矢張り保姆の言ふた事でも之を聽かないと云ふことを必ず御経験にならうと思ふのです。其代りには愈々親が命令と云ふ性質のものを與へた時には、どう云ふ事があつても之を實行させると云ふ決心を以てやらなければならぬのです。

るでせう。家庭で以て悪い性質を付けて來た者を幼稚園で扱ふのですから、どうしても理論通りに行かない事が多いのです。さう云ふ子供に向つては是非命令を出すと云ふことは少なくしなければならぬ。何せかと言へば保姆が一度命令を出したならば、從しそれを破られても何處迄も此方が實行させなければならぬと云ふ覺悟を持つて居ると云ふと、容易に命令を發することは出來ないから、詰り命令を少なくして之を教導すると云ふ方の部分を多くしなければならぬのです。現在の家庭に向つても私は命令と云ふ部分を少なくして教導と云ふ部分を多くする方が無論宜いと云ふことを言ひたいのです、詰り命令と云ふものが多く行はれて居る譯は、頗る簡単で以てさうして時間を使ひ取らないで親の意志を發表することが出来るからして、命令を多く用ゐるのであるけれども其効力の方から言へば到底教導には及ばないであらうと思ふのです。其代りには愈々親が命令と云ふ性質のものを與へた時には、どう云ふ事があつても之を實行させると云ふ決心を以てやらなければならぬのです。

ばならぬのです。それで親が命令と云ふ意味のも  
のを與へる時には、成るべく其言葉及び其態度と  
云ふものは、確々かりして居る方が宜いのです。  
能く世間の母親が『どうも困りますね』と言ふて  
笑顔をして命令して居るを見受けますが、ア、  
云ふ風では兎角命令が侵され易いのです。即ち其  
時の親の態度が親として威嚴を全うするやうな態  
度でないからして、其命令と云ふものはどうして  
も侵され易いのです。それから一つの家庭に於て  
親が命令をするのを子供が實行しない。それを  
親が責めて成るべく命令を実行させようと云ふ時  
に、他の人が之を仲裁するやうな事を能く見受け  
ますか、それ等は決して良い方法で無いのです。  
寧ろ仲裁をしないで其命令を実行することを傍  
らから迫るとか、或は其命令を実行するに付ての  
助けを與へるとか云ふ方法を探るのが宜いのです  
子供を取扱つて行くに付ては只一度と云ふことが  
何時でも本になつて行くのですから、一度でも見  
遁してはならない。只一度だからと云ふて寛大な  
取扱ひをすると云ふことが、詰り其子供の教育の

旨く行かなくなる始めるのです。詰り云ふと  
子供自身が斯うして呉れ、斯う云ふ物が欲しいと  
主張することを能く親が考へて、さうしてそれが  
悪い事だと思へば、先づ教導と云ふ性質で行ける  
ものならば矢張り教導で取扱つて置く。若し又教  
導の性質では取扱ひ難いと思へば今度は命令を用  
ふる。命令は則ち子供を仕付けて行く上に於ての  
最後の手段と言ふても宜いのです。命令に代はる  
べき所の手段と云ふものは他には無いのです。子  
供の自我性が養はれると云ふことは、自分の言出  
した事が何時でも行はれると云ふ経験を持つから  
して我儘になるので、或場合には即ち正當ならざ  
る事は自分の言出した事でも制限されるものであ  
ると云ふ経験を子供が持つと云ふと、自我性が養  
はれないやうになつて來ます。子供が或部分の不  
正なる要求は之を却けられる、或部分の正當なる  
要求は之を採用されると云ふことを経験しますれば、自我性と云ふものが餘程減つて來るのです。  
それ故に此自我性を減しますには、家庭で以て  
子供に對する命令父子供の要求と云ふものを考へ

て取扱ふのが非常に大切であります。が、幼稚園に於ては遊戯の間に於て自然と此主我性を減らすことが出来る。即ち同じ遊び仲間の子供と云ふものは、同じく幼稚園に来て居りまするならばどの子供でもが皆同等の権利を有つて居る筈のものでありまして、一方の子供だけが自分の権利を勝手に主張すると云ふことは逆も出來ませぬのですからして、そこで他の子供と共に交はり共に遊ぶと云ふ間に於てどうしても制限を受けるやうになつて、己れの思ふ事が一から十迄其通りに用ひられるもので無いと云ふことが分つて來るのです。詰り自分の中の思ふ事の幾分かは犠牲に供せられると云ふ経験を持ちますからして、詰り我儘と云ふものが減つて來るのです。丁度世間を餘り知らない人が他の人と交際をすることに依て廉が取れると云ふのと同じやうなもので、遊戯の場合に於て此主我性を止めさせると云ふ方針を執ることが非常に必要な事であります。此主我性の中でも自分の権利をば主張すると云ふ點は固より悪い事で無いので、唯だ自分の正當な権利を主張して居るだけな

らば宜いけれども。それか不正當な範圍迄行くので悪いのだからして、能く其子供の持つて居る所謂氣力と云ふやうなものをば全く減さないやうに氣を付けることが大事である。詰り子供自身が子供に對して壓制主義と云ふものを用ふると、確々かりした考を失ふ迄に之を抑付けて仕舞ふと云ふことは亦是れ宜くないとある。詰り親が子供に對して壓制主義と云ふものでは無く、他の人に迄どうでもされるやうな人物になつて仕舞ふからして、そこは又能く其程度を考へて見なければならぬのです。要するに今日多く世の中にある所の主我性兒童と云ふものは、親が子供の取扱い方を誤つて不正當なる要求迄通せたと云ふ所から出て來るのが多いのです。それから又子供が餘り他の子供と共に遊んだことが無いと云ふやうな者であつた時には、どうしても我儘と云ふ性質を多く持易い。それだからして子供の社會に於ての交際と云ふものは、さう云ふ所から言ふても餘程肝要な事であります。子供同士を遊ばせる、特に同じ年齢の子供と遊ばせると云ふ

のが非常に必要のことあります。年齢が違ふとその間にまた餘程考ふべき事が多くなつて来ますからして、私は成るべく同一程度の者を選びたいと思ふのであります。

## 双六の話

(今泉雄作氏)

双六は一番古くから知られて居る遊戯で其傳來は未だ確かに夫と考へた人もありませんが私は三韓から渡つたものと推します、双六は元スグロクと云つたもので、スグは則ち高麗音ですから何うも朝鮮から來たものと思はれる、是は往古大流行で専ら上流社會の遊戯であつたが追々中流以下にも及ぼし賭事をするやうになつたで終には禁止された事もある、書記にも持統天皇三年に之を禁じた事が出て居ます其後も度々禁ぜられたが當時は布とか道具とか、品物を賭けた、中には家屋敷を賭けたものもあつた、最初藤原時代には上流にのみ行はれ追々下等になつて足利時代にも双六を博奕に用ひて居た又鎌倉時代に佛法双六といふのが出来た、其は前の双六の變化したのです天台宗のやうな名目の多い宗教で其名目を一山の子僧達に覺えさせん爲めに造つたのである、賽も一二三の代りに南無諸佛分身の六字を用ひてある、是と同じ双六だが足利中世に至つて地獄といふ場所を掩へ其處へ入つたものは再び出る事の出来ぬ規則を設けた双六が出来た、ヨウナン(永沈)双六といふのは是です、夫から徳川時代に道中双六が現はれた、確か眞享頃と思はれます

六

## 幼稚園問題

和田 實

先年師範學校令が改正されて所謂保育法と云ふものが全國各師範學校に於ける教育科中の一要目となつたけれども教育界に於ける幼稚園論は今尙未定の問題である。甚だしいのは現在幼稚園に保姆の職を採つて居る人でさへ幼稚園に關する理想や見識を建てることが出来ないで單に前人の形式を逐ひ方法を模倣するに過ぎないものが多い、況んや根本問題と云て來ては矢張御同様半信半疑の人であると云ふに至ては斯道の爲め慨せざるを得ない。全體幼稚園と云ふものは教育上何れ位の効果を奏し得るものか、其必なるは上流社界の爲めか若しくば下細民の爲めか、抑も亦一般の世人の爲めか等の問題を初めとし、種々な幼稚園問題を解決することは目下の急務ではなからうか、吾人は之を解決せりと云ふ譯ではないが、魄より始めと云ふこともあるから一と通りの意見を呈出して